

**第3期岡山県国民健康保険運営方針（素案）  
に対する県民意見等の募集結果について**

令和5年11月21日から令和5年12月20日までの間、第3期岡山県国民健康保険運営方針（素案）について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）により、ご意見等を募集したところ、次の3件が寄せられました。

これらのご意見等に対する県の考え方を掲載しておりますのでご覧ください。貴重なご意見等をありがとうございました。

**<寄せられたご意見等と県の考え方>**

**1 第2章第3節 赤字削減・解消の取組、目標年次等について（1件）**

|   | 意見の要旨   | 県の考え方  |
|---|---|--|
| 1 | 政府・厚労省が「削減・解消すべき赤字」としている「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金」を継続するかどうかは、「自治体でご判断いただく」というのが公式な政府答弁だ。今後、繰入金を継続したり、新規に開始する市町村が現れたとしても、連携会議の場等で不当な圧力をかけないでもらいたい。 | 国保財政を安定的に運営する上では、必要な支出を保険料や国庫負担金等で賄い収支の均衡を図ることが重要であり、決算補填目的の法定外繰入については、健全な財政運営の観点から好ましくないと考えています。<br>このため、県では、引き続き、市町村等と連携し、国保財政の安定的な運営に努めるとともに、制度設計者である国の責任において、財政基盤強化のための新たな財政支援を行うよう、全国知事会を通じて、国に要望してまいります。 |

**2 第3章第2節 保険料（税）水準の統一について（1件）**

|   | 意見の要旨   | 県の考え方  |
|---|---|--|
| 2 | 保険料（税）の統一を直ちに否定はしないが、将来的に統一を目指すのであれば、県内のどの市町村でも医療提供体制や医療費水準が同様のものとして確保され、高い保険料（税）水準の軽減に結びつくものとなるよう要請する。そのためには、制度設計責任を負う国、あるいは財政運営責任を負う県が、財政負担を負うことが必要だ。 | 医療提供体制の整備や医療費水準の平準化については、県の保健医療計画や医療費適正化計画と整合性を図った上で、市町村や関係団体等と連携しながら、取組を進めてまいります。<br>また、財政負担については、制度設計者である国の責任において、財政基盤強化のための新たな財政支援を行うよう、引き続き、全国知事会を通じて、国に要望してまいります。 |

3 第6章第2節 医療費適正化に向けた取組について（1件）

|   | 意見の要旨  | 県の考え方   |
|---|--|---|
| 3 | <p>健康の維持や推進で医療費を「適正化」するには、「『生活習慣』病対策に向けた取組」等だけではその達成は困難だ。「健康自己責任論」から脱却し、「健康の社会的決定要因」（SDH）に着眼した取組を採用することが必要だ。</p> | <p>健康が経済、社会、政治、環境など様々な社会的決定要因に影響を受けることは、専門家から指摘されているところです。</p> <p>このため、健康の社会的決定要因に着目した解明については、国や研究機関等の科学的知見に留意するとともに、健康づくりボランティアや医師会等の関係団体等と連携し、すべての県民の健康増進につながるよう、取組を進めてまいります。</p> |